

学生番号								憲法基礎演習	7	
学籍	学 科			年	氏名					

教科書第 6 章を参考にして、第 7 回の判決文を読んだうえで、以下の問いに答えて、第 6 回の演習の際に提出してください（提出物は返却しないので、必要があれば控えをとっておいてください）。

- 教科書検定制度が憲法 26 条に違反するという原告の主張の前提として、教育権の所在について、原告は国民教育権説に立っていると考えられる。では、教育権の所在とはどのような論争か。教科書の第 11 章の記述を読み、次の 4 つについて述べよ。(1) 教育権の所在とはどのような論点か。(2) 国家教育権説とはどのような見解か。(3) 国民教育権説とはどのような見解か。(4) 判例はどのような見解に立っているか。
- 憲法 21 条 2 項前段の禁止する検閲について、判例はどのように定義しているか。本件教科書検定は、どのような理由で、検閲に当たる、あるいは当たらないと解されるか。
- 憲法 21 条 1 項が保障する表現の自由にはどのような制約が許されるか。それはどのように判断されるべきか。本件教科書検定は、憲法上許されるか。
- 北方ジャーナル事件最高裁判決（最大判昭和 61 年 6 月 11 日民集 40 卷 4 号 872 頁）の内容を教科書で確認したうえで、本件教科書検定の憲法 21 条適合性について、北方ジャーナル事件判決と同様の判断枠組みで判断すべきか否か。判断すべき、あるいは判断すべきではない理由は何か。